

2025 年 4 月 1 日現在

契約締結前交付書面兼商品概要説明書

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

国債等公共債[窓口販売]（除く 個人向け国債）

- ・ この書面には、個人向け国債を除く国債・地方債・政府保証債（以下、「国債等公共債」といいます。）のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめ内容を十分にご確認ください。
- 国債等公共債のお取引は、みずほ銀行（以下、当行といいます。）が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 国債等公共債は、元本の保証はありません。
- 国債等公共債は、元本と利子の支払いを国債は日本国政府が、地方債は地方公共団体が行い、政府保証債は日本国政府が元本と利子の支払いを保証する金融商品ですが、金利水準の変化や発行体の信用状況の悪化等により、価格が変動し、損失が生じるおそれがあります。
- 国債等公共債のお取引について、一度約定したお取引の取り消し・条件変更は原則できません。
- 旧みずほコーポレート銀行の店舗ではお取り扱いしていません。

1. 手数料など諸費用について

- ① 国債等公共債を購入する場合には、購入対価のみをお支払いいただきます（その際の売買手数料はいただきません）。
- ② 国債等公共債を当行の口座でお預かりする場合には、口座管理手数料はいただきません。

2. リスク情報について

- ① 国債等公共債は元本の保証はありません。
- ② 国債等公共債の市場価格は基本的に市場の金利水準の変化に応じて変動します。金利が上昇する過程では国債等公共債の価格は下落し、逆に金利が低下する過程では国債等公共債の価格は上昇することになります。従って、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- ③ 国債等公共債は、発行体である日本国政府・地方公共団体等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。

3. 金融商品市場における相場その他の指標にかかる金利変動による損失可能性について

- ① 金融政策の変更、経済情勢の変化による金利予測の変動、金融商品市場の需給変動等による金利の変動等により、国債等公共債の流通価格が変化します。流通価格が下落（流通レートが上昇）した場合にお客さまが中途売却されると、売却価格が投資元本を下回り、お客さまに損失が発生する可能性があります。
- ② 金融商品市場の混乱・動揺あるいはその他市場環境の変化等の要因により、国債等公共債の中途売却そのものが不可能となる場合があります。

4. 国債等公共債の発行者の業務または財産状況の変化による損失のおそれ

- ① 国債等公共債の発行者（日本国政府、地方公共団体等）の業務や財産の状況、格付け等の変化により、流通価格が変化いたします。これにより、お客さまが中途売却される場合、売却価格が投資元本を下回りお客さまに損失が発生するおそれがあります。
- ② 発行者の信用状況、業務・財産の状況等の要因により、当該債券の償還期日に元本の全部または一部がお客さまに返済されない可能性があります。

5. クーリング・オフ非適用、約定取消・中途の取引終了の不可等について

- ① 国債等公共債のお取引については、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ② 国債等公共債のお取引について、一度約定したお取引の取り消し・条件変更は原則できません。

6. 国債等公共債に係る金融商品取引契約の概要

当行における国債等公共債のお取引については、以下によります。

- ・国債等公共債の募集もしくは売出しの取り扱い
- ・当行が自己で直接の相手方となる売買

7. 当行が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当行が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 33 条の 2（有価証券関連業の禁止等）の規定に基づく登録金融機関業務であり、当行における国債等公共債の窓口販売については、下記により行います。

1. 商品名	公共債（窓口販売）
2. 商品概要	国債等公共債（国債〔除く個人向け国債〕、地方債、政府保証債）の募集もしくは売出しの取り扱いをします。なお、国債等公共債の販売条件につきましては、お取引のある営業店まで直接お問い合わせください。
3. ご利用いただける方	個人および法人のお客さま ※地方債の場合…個人のお客さまのみが対象となる場合がございます。 居住地または勤務地(法人の場合、所在地)等により、お取り扱いできない場合がございます。
4. 販売方式	次のいずれかの方式によりお取り扱いいたします。 （国債） 振決口座管理 （地方債・政府保証債） 2006 年 1 月 10 日以降に新規発行された債券：振決口座管理 2006 年 1 月 9 日以前に発行された債券：保護預り ただし、振決口座管理に移行された債券については、振決口座管理の方式によりお取り扱いします。 ※振決口座管理：「社債、株式等の振替に関する法律」に基づく口座管理
5. 取扱種類	・個人向け国債を除く国債（長期利付国債、中期利付国債等） ・政府保証債 ・地方債（公募地方債、住民参加型市場公募地方債） ※ただし、販売日および販売金額が限られますので、お取り扱い銘柄・金利条件は、窓口にお問い合わせください。
6. 購入方法 （1）購入単位	・国債 … 額面 5 万円単位 ・政府保証債 … 額面 10 万円単位 ・地方債 … 額面 1 万円単位 ※地方債の場合、購入単位が異なる場合がございます。また、1 人(または 1 法人)あたりの購入金額に上限が設けられる場合がございます。

(2) 代金支払方法	・ 原則お申し込みの際に購入代金金額を「申込証拠金」としてお支払いいただきます。 ・ 「申込証拠金」をお預かりしてから公共債が発行されるまでの期間は付利されません。
7. 売却（中途換金）のお取り扱い	各方式により以下のとおりお取り扱いいたします（ただし、当行窓口で販売したものに限りさせていただきます）。 A. 振込口座管理の場合 所定の手続きのうえ、約定日を含め 3 営業日後に指定口座へ入金 B. 保護預りの場合 所定の手続きのうえ、約定日を含め 3 営業日後に指定口座へ入金
8. 中途換金に関する注意事項	・ 債券の価格は金利の変動等により上下しますので、償還前に売却される場合には投資元本を割り込むことがあります。また、発行者の信用状況の変化等により投資元本を割り込むことがあります。
9. 手数料	・ 国債等公共債のお取引口座の口座管理手数料は無料です。 ・ 国債等公共債を購入する場合には、購入対価のみをお支払いいただきます（その際の売買手数料はいただきません）。
10. その他参考となる事項	・ 保護預りまたは振込口座管理については、国債等公共債保護預り兼振替決済口座管理の商品概要説明書をご覧ください。 ・ 国債等公共債は預金・金融債・保険契約ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、当行でご購入いただいた国債等公共債は、投資者保護基金の規定による支払いの対象ではありません。 ・ 受渡日までのご資金については、販売会社のリスクにより、受け渡しがされない場合があります。 ・ 国債のご購入後最初に到来する利払日に支払われる利子は発行日にかかわらず 6 ヶ月分となりますので、発行日から最初の利払日までの期間が 6 ヶ月に満たない場合、ご購入時に 6 ヶ月間の利子と発行日（既発債の場合は受渡日）から最初の利払日までの期間の利子との差額を払い込みいただきます。 ・ 一度約定した取引の取り消し・条件変更は原則できません。 ・ 国債については、国債振替決済制度に基づく振込国債でのお取り扱いとなり国債本券は発行されないため、本券のお引き出しはできません。 ・ 2006 年 1 月 10 日以降に発行された地方債・政府保証債については、社債、株式等振替制度に基づく口座管理でのお取り扱いとなり、地方債・政府保証債本券は発行されないため、本券のお引き出しはできません。 ※なお、2006 年 1 月 9 日以前に発行された地方債・政府保証債についても、振込口座管理に移行された場合には、本券のお引き出しはできません。 ・ 償還日以降、利息はつきません。（ご指定の口座へ償還金を入金いたします。） ・ 国債等公共債を購入される場合、国債等公共債保護預り兼振替決済口座保有店以外ではお取引できません。国債等公共債保護預り兼振替決済口座は原則おひとりさま 1 口座とさせていただきます。

	【新規に発行される国債の売買取引〔国債の発行日前取引〕に付された条件と取引の約定の取り扱いについて】 ・ お客さまが、新規に発行される国債を発行日前に売買取引（以下、国債の発行日前取引といいます。）される場合には、以下の点について十分ご理解のうえお取引されるようお願いいたします。 ・ 国債の発行日前取引に付された条件について 国債の発行日前取引は、当該国債が当初予定された発行日に発行されることを条件として発行日前に約定を行い、当該国債の発行日以後に、約定内容に基づき国債の受け渡しを行う売買取引です。（募集以外の方式で発行される国債は、売買取引によりお客さまに販売されます。） ・ 国債の発行が中止または延期された場合の約定の取り扱いについて 国債の発行が中止された場合は、当該国債が存在せず受け渡しを行うことができないため、取引の約定は取り消しとなります。 国債の発行が延期された場合は、金利商品である国債の運用期間が変化するという重要な契約内容の変更に該当するため、取引の約定は取り消しとなります。（国債の発行中止および発行延期は財務省から発表されますが、その発表を受けて当行からもお客さまへご連絡いたします。）
11. 租税の概要	個人のお客さまに対する課税は、原則として以下によります。 ・ 国債等公共債の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。 ・ 国債等公共債の利子所得は 2013 年 1 月以降、復興特別所得税を付加した 20.315%の申告分離課税の対象となります。 ・ ただし、障害者の方や寡婦年金等を受給されている方等につきましては、いわゆる「障害者等のマル優制度」や「障害者等の特別マル優制度」の非課税貯蓄制度の適用が受けられます。 ・ 国債等公共債の譲渡益および償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。 ・ 国債等公共債の利子、譲渡損益および償還損益は、上場株式等の利子、配当および譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。 法人のお客さまに対する課税は、原則として以下によります。 ・ 国債等公共債の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。 ・ なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

12. 金融商品取引業の内容および方法の概要	当行において債券の売買や口座管理を行われる場合には、以下によります。 ・ お取引にあたっては、当行または他の金融機関に口座（＊）の開設が必要となります。 （＊） 債券を預託する口座であり、預金口座とは異なります。 ・ ご注文にあたっては、売り買いの別、銘柄、数量、ご希望価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。 ・ これらの事項を明示していただかない場合には、お取引ができない場合があります。 ・ ご注文いただいた債券の売買等の取引が成立した場合には、取引報告書をお送りいたします。 ・ 債券のお取引は、融資等の実行を前提とするものではありません。 ・ お取引にあたっての最終決定は、お客さまご自身の判断でなさいますようお願い申し上げます。
------------------------	---

8. 当行の概要

商号等	株式会社みずほ銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第6号
本店所在地	〒100-8176 東京都千代田区大手町一丁目5番5号
加入している金融取引業協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
当行の苦情対応措置および紛争解決措置	「一般社団法人全国銀行協会」または特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」を利用 ・ 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 ・ 証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話番号 0120-64-5005
対象事業者となっている認定投資者保護団体	なし
主な事業	登録金融機関業務、銀行業
発足日	2013年7月1日
連絡先	約定前のご照会・ご不明な点につきましてはお取引のある営業店まで、約定後の取引報告書等の内容のご照会・ご不明な点につきましては、当行管理部門の責任者（0120-723-564）まで直接お問い合わせください。

より詳細な当行の概要は、店舗またはウェブサイトにあるディスクロージャー誌（開示資料）をご覧ください。